

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）
受信機更新業務

一 般 競 争 入 札
入 札 説 明 書

令和 7 年 1 0 月
福島県危機管理部危機管理課

入札説明書

この入札説明書は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）受信機更新業務について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、福島県が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び予定数量
全国瞬時警報システム（Ｊアラート）受信機更新業務 一式
- (2) 業務の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで
- (4) 業務箇所
別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）」に次の書類を添付し、令和７年１０月２０日（月）から令和７年１１月４日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までに、下記５(１)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、令和７年１１月４日（火）午後５時１５分必着とする。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本又はその写し

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

イ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明。）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

ウ 会社概要（任意様式）

エ 下記(ア)、(イ)のいずれか

(ア) 納税証明書（未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税その3の3））

(イ) 納税の猶予許可通知書の写し及び納税証明書（その1）

(ア)、(イ)いずれの場合においても納税証明書については、提出日から3ヶ月以内に発行されたもので、原本の提出を基本とするが、やむを得ない場合に限り、写しの提出も可とする。写しの場合、原本に内容相違ない旨証明する文言とともに日付を記載し押印をすること。

オ 県税の未納がないことの証明又は納税証明書（一般）

福島県税について、地方振興局において提出日から3ヶ月以内に発行された未納または課税のないことの証明。納税証明書の写しを提出する場合は、上記エのとおりとすること。

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長形3号封筒を同封すること。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

(3) 入札参加資格の有無については、「一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）」により令和7年11月10日（月）までに通知する。

5 入札に関する書類の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県危機管理部危機管理課

電話 024-521-8651

FAX 024-521-7993

電子メールアドレス kokuminhogo@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定料金の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、上記5(1)に掲げる場所まで令和7年10月24日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

なお、福島県危機管理部危機管理課ホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年11月17日（月）午後3時00分

場所 福島県北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札書の提出方法

(1) 郵送による入札は不可とする。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

ウ 入札件名を記載すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は、委任状（様式5）を持参すること。

オ 記載事項を加除修正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額については、これを認めない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、上記5(3)に掲げる日時までに入札参加者の見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、県が発行する納入通知書で現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を上記5(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。

(4) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）、業務実績証明書（様式7）により上記4(1)に掲げる期日までに申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除を申請する者は、上記5(3)に掲げる日時までに入札保証保険証券原本を提出するものとする。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）・・・入札者が本書又は写しを持参すること。
 - イ 委任状（様式５）・・・代理人出席の場合
 - ウ 一般競争入札出席者届（様式９）
 - エ 入札保証金を納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者
 - オ 入札保証保険証券原本・・・入札者で入札保証保険を締結する者
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札について辞退したものとする。
- なお、再度入札は２回までとし、落札者がいない場合は直ちに随意契約に移行する。その際は、見積書（様式４）に必要事項を記載して提出すること。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式５）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 郵送をもって入札書（様式３）を提出することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当するものを入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は、取りやめることがある。これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 郵便による入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (12) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない（入札、再度入札、又は再々度入札を執行しても落札者がいないときを含む。）ときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

なお、随意契約は見積書（様式4）を使用する。

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）

で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書（様式12）に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

- (2) 契約書を書面にて作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日まで契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。
- (3) 地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。
- (4) 落札者が、発注者が指定した期日までに規定する期間内に書面の契約書を提出又は電子契約による電子署名をしないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式10）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式11）により回答するほか、福島県危機管理部危機管理課ホームページに掲載する。

ア 受付期間

令和7年10月20日（月）から令和7年10月24日（金）午後5時15分

イ 受付方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

ウ 受付場所

上記5(1)に掲げる場所

エ 回答期日

令和7年10月29日（水）

- (2) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該業務委託契約に関する事務を担当する課
上記5(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、

契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。